

令和2年度第1回かずさ水道広域連合企業団水道審議会 会議録

1 日 時 令和2年8月27日(木) 午後3時～4時50分

2 場 所 かずさ水道広域連合企業団本庁舎1階大会議室

3 出席者

【水道審議会委員】

(学識経験者)

太田委員、丸山委員、剣持委員

(水道の使用者)

青木委員、秋本委員、鈴木委員、武田委員、野老委員、斎藤委員、森田委員、川口委員、篠原委員、山田委員、武井委員

(以上14名。名簿順)

【事務局職員】

松上事務局長、渡邊技師長、平野参事(総務企画課長事務取扱)、吉岡工務1課長、高木工務2課長、石井浄水2課長、林総務企画課主幹、他関係職員

4 議 題

(1) 会長、副会長の選出

(2) 君津地域水道事業統合広域化基本計画について

(3) 令和元年台風15号・19号対応に関する報告書について

5 議事概要

議題(1) 会長、副会長の選出

事務局発議により、会長が選出されるまで太田委員に仮の議長お願いすることについて委員の賛同を得る。

(仮議長)

会長、副会長の選出であるが、かずさ水道広域連合企業団水道審議会条例第5条第1項の規定により、委員の互選により定めるとされている。会長の推選についてご意見はありますか。

(委員)

会長の推選をさせていただく。

ただ今、仮議長をお願いしている太田委員を会長に推選したい。太田委員は経営学のご専門で、水道事業経営にも大変造詣が深いと伺う。加えて、千葉県営水道の水道審議会等の委員を歴任されておられる。会長にもっとも相応しいと思い、推選をさせていただく。

(仮議長)

自身のことで恐縮であるが、ただ今委員より私に会長の推選があった。これについてご異議はありますか。

(異議なし)

(仮議長)

それでは、大変重責ではあるが、会長を務めさせていただく。

審議会というと、形式的な場合も見受けられるが、この審議会はそのようなものではなく、自由闊達な委員各位の意見交換の場とし、その結果を今後の水道事業に反映できるような審議をお願いしたいと思う。

(事務局)

委員の推選により太田委員が会長に選任されたので、水道審議会条例第6条第1項の規定により、太田会長に議長をお願いする。

(議長)

引き続き、副会長の選出を行う。副会長についても、委員の互選によるとされているが、ここで私から丸山委員を副会長に推選したいと思うが、いかがか。

(異議なし)

(議長)

ご異議もないようなので、丸山委員に副会長をお願いする。

これにより正副会長が選出されたので、議題（1）を終了する。

議題（２）君津地域水道事業統合広域化基本計画について

事務局（林総務企画課主幹）より、資料２－１「君津地域水道事業統合広域化基本計画について」に基づき説明。すでに本計画により事業が行われているが、今後、計画の進捗管理を行う予定であるため、改めて委員に内容を説明するものである。

（議長）

統合のシミュレーションや財政見通しなど、この計画の内容については、既に議会で議決されて意思決定が済んだものと考えて良いか。

（事務局）

４市の議会において意思決定がなされたのは、統合後の団体に出資金を拠出することについて、１０年間の出資額を決定した部分である。

基本計画は４市議会に報告して理解を得られているが、計画自体は議決を得るものではない。今後、料金改定などについては、かずさ水道広域連合企業団の議会に諮ることとしている。

（委員）

資料９ページ、施設の統廃合事業について、経費の削減を図って今後の水道事業のしっかりとした財政基盤を作り事業を安定させていこうという説明であったと思うが、資料にある統廃合事業のデザインにある水源の２９箇所を廃止するという、また、関連の施設も使用しなくなるということについて、もう少し説明を求めたい。

（事務局）

事業統合により、実際にどの施設を使用しないこととするかを検討したところ、現実的には市域境の区切りなどから、実際に統廃合できる施設は限られてしまうことが分かった。それでも、資料９ページの６地域はうまく設備の統廃合ができるのではないかとということで選択した。その中で、川の水に切り換えられる井戸水は廃止ができるのではないかと、また、耐震化ができていない配水池などもあったので、そういったものをいくつか廃止し、新しい配水池を整備して、しっかりとした耐震化がなされるようにする考えである。

水源すべてを廃止するという考え方ではなく、今ある水源は有効に使っていくこととしている。

(委員)

去年は災害による断水などもあったが、現状の君津地域4市の水源というところでは、十分間に合っていたのか。

施設を統廃合することによって経費の面などではかなり大きな効果があると思うが、実際に生活していく上では、水がきちんと保たれていくのか、水の安全供給ができるのかということでは、施設をなくしてしまって大丈夫なのかと不安に感じるところだが、どう考えているか。

(事務局)

昨年の台風被害を受けて、地下水源の見直しについては行う必要があると考えている。ただ、昨年の台風での断水は主たる原因が停電によるものであり、それは次の議題での話にはなるが、ソフト面でのバックアップを考えていくものと思っている。そこに加えて、水源のバックアップの必要性もあると思うので、災害対応と併せて考えていきたい。

(事務局)

水源が大丈夫かということはもっともなご質問である。これだけなくしてしまってもいいのかという不安は誰もが感じるところであろうと思うが、全体的な数字をお話しすると、旧君津広域水道企業団の2つの浄水場での供給可能な能力が1日で195,000m³であり、一方、今現在で毎日使用している水量は、1日で13万から、多くて14万m³なので、まだ余裕はある。しかし、かずさ水道からこの地域に送る水の割合は約8割、残り2割が既存の地下水である。これは、房総丘陵の地域は地下水を周辺に供給する「簡易水道」の地域が多く、平坦な地域の多くはかずさ水道から水を供給していることによる。

計画にある水源29箇所の廃止も、今年や来年に着手するのではなく、きちんと水が供給できる体制を取ってから、古くて維持費ばかりがかかるようなものを廃止していこうというものであるので、ご安心願いたい。

(委員)

4市の中では袖ヶ浦市以外は老朽管が多いということはよくわかり、安定供給を図るために更新計画をかなり進めていくように思われる。

その中で、統合してスタートしたばかりだが、実際の漏水率というのは統合前と同じくらいなのか。

(事務局)

今まとめてある漏水件数ということでお答えさせていただく。

50mm以上の配水管の漏水件数は4市で354件。この数値は統合前とさほど変わりがなく、一番多いのは木更津市、次に君津市、富津市。袖ヶ浦市が一番少ないという状況で、そのほとんどは耐用年数の過ぎた塩化ビニル管によるものである。

漏水の多い路線については、国の交付金を使って現在老朽管の更新を進めている状況である。

議題（3）令和元年台風15号・19号対応に関する報告書について

事務局（渡邊技師長）より、資料3-1「台風15号・19号対応に関する報告書について」に基づき説明。

(議長)

ただ今説明を受けた資料は暫定版ということだが、委員各位からの意見等を反映させて正式なものとして取り扱い、ホームページ等で公表する予定とのことである。

これを踏まえて、質問や意見等をお願いしたい。

(委員)

統合して初年度に大きな災害があり、電気がこないという、自分たちの設備の不備でない中で動いていくということなど、大変であったろうと思われる。そうした災害対応をする中で、統合してかずさ水道広域連合企業団となって良かった点、またはデメリットになった点があればお教えいただきたい。

もう一点、知人が君津市の奥の方におり、最初水道は止まらなかったが、1日経ったら水が出なくなってしまうということである。配水場に貯めてあった水がなくなって、停電で水を運ぶ設備が動かなくなり、水が来なくなったということを後で聞いて知ったようだ。説明では広報のあり方について触れていたが、そういう場合はどの程度水が出るなどの情報を、市の広報でも回覧でも、そういう情報提供があれば、もう少し慌てずに備蓄などできたのではと感じたので、その辺をお願いしたい。

(事務局)

まず、統合して良かった点は、今回の災害では君津市、富津市が長期間に

わたる断水となってしまったが、他市からの職員、水道用水供給事業の職員が一致団結して応急給水や復旧活動ができたということは、統合効果があったのではないかと思っている。

一方、デメリットは、災害が起こった当初、まずそれぞれ派遣されている職員が自分たちの市の被害状況を確認していったが、もう少し初期段階から君津市、富津市に多くの職員を動員できていればということがあったので、これには、災害発生の初期段階にどこに一番人員が必要なのかを明確に把握したうえで対応できるようなマニュアルを策定していきたいと思っている。

(委員)

私も断水区域に住んでおり、3日ほど水が出なかったのだが、最初に電話照会した際は詳細が分からないということだった。初期で電話が殺到したこともあったと思うが、情報伝達がうまくできていなかったのではないかと印象を持っている。実際、ここまで停電が長引くということは想定外であり、こうなると3日も水が出なくなってしまうということ、身をもって知ったところである。その中で感じたのは、こういった災害に対する対応への組織体制がまだできていなかったのかなということである。広報手段として主に市のホームページを見ていたのだが、水道に関する情報があまり出しておらず、こちらの皆さんも相当に混乱していたのではないかと思う。

それと、遠方監視の設備が停止したと説明にあったが、これはやはり停電によるものなのか。とても重要なものであり、これから整備する計画もあるとのことであったので、長期停電に対する対応も考えているのか。

(事務局)

まず広報に関して、確かに混乱しており、広報は遅れていたと思われる。市役所とは連絡を取っていたのだが、どこの地区が断水しているのか、どの配水池が空になっているのかなどの情報が、災害当初は把握できない状況にあった。この反省もあり、広報の大切さを痛感しているところである。今後は市民の皆様にしっかり情報をお伝えできるよう努めてまいりたい。

次に遠方監視の件は、停電の影響もあったが、停電が解消してもNTTの回線の影響で通信できなかったため、電気が来ても遠方監視ができない状況が続いた。NTTのアンテナも倒れてしまい、携帯電話もつながりにくい状況であったので、目視による監視も必要であると考えている。

(委員)

施設整備についてお聞きしたい。

今の説明の中で、効果のある配水施設へ自家発電機を整備するということが、自家発電設備を長期的に使用するには燃料や、電源車の確保が必要かと思う。災害時にすぐ燃料や電源車が手配できるような協定の進捗はどのようになっているのか。

(事務局)

まず燃料について、この被災の後に一部の燃料業者と災害時の協定を結ぶようにしている。今後はいろいろなところから燃料を調達できるよう、引き続き燃料確保のルートを作っていきたいと考えている。

また、東京電力とは災害時に関わる協定、これは県や4市が締結しているものと同様なものであるが、当企業団でも締結している。そして、県と4市と当企業団を含めて、電源車配置の重要度など、詳細を打合せしながらカバーしていきたいと考えている。

(議長)

それではここで、防災関係をご専門とされている丸山委員から、全体を通して総括的なご意見をお願いしたい。

(副会長)

昨年の台風15号は、ご存知のとおり非常に停電期間が長かった。自然災害での停電というのはよくあることだが、昨年の台風15号での停電期間は、その前年に大阪近辺で大きな被害をもたらした台風21号、また近年では西日本豪雨、こうしたものと比較しても、はるかに停電期間は長かったことが特徴である。地震を含めても、この台風15号の停電期間より長いものは、東日本大震災の津波による被災地だけで、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）でもはるかに短かった。

基本的にそのような事例を受け、停電はライフラインの中でも復旧が早いと思われてきたが、近年の自然災害を見ると、この台風15号や、2018年に起きた北海道胆振東部地震による大規模な停電というものが非常に目立ってきている。電気がないと何もできないという中で、今回の水道に関しては二次災害的な面もあるかと思うが、次を考えると、例えば首都直下型地震というのも切迫性が高いと言われており、ひょっとすると国等で被害想定をしている停電期間よりも長くなってしまうこともあり得ない話ではない。

まずはハード対策として自家発電設備を重要拠点に整備することや、統廃合による施設の整理により効率化を高めること。そしてソフト対策として広報。この資料にもあるが、意外に時間がかかるのが管の洗浄作業で、濁り水

が出ないようにするのはかなりの手間だと聞いたことはあるが、2016年の熊本地震の時は、熊本市は白濁した状態のまま水を流していて、飲料水として使用しないよう広報したうえで、まずは水を届けようとした例もある。ぜひ広報活動とうまく組み合わせて断水期間を短くすることを検討して、次に備えることが重要ではないかと思っている。

(議長)

各委員から貴重なご提案、ご意見をいただいた。

先ほどの説明にもあったが、災害対応は何といってもマンパワーである。全国的に水道関係の職員の削減はずっと続いており、その影響で従来であれば長期にわたって可能であった、緊急的な救援支援を超える、復旧まで含めた職員の派遣が難しくなっている。特に最近は、大規模な自然災害というのは、いつどこで、何が起きてもおかしくないような状態にあるので、経営の効率化の観点からすれば職員の確保は難しいとは思いますが、ぎりぎりの職員数でやっているところした災害対応の時にはお手上げになってしまうので、要員確保は大変重要なテーマであると感じている。

(議長)

それでは、他にご意見、ご質問等ないようなので、これをもってお諮りする。委員各位のご意見等を反映させていただき、最終版として公表することとしてよろしいか。

(異議なし)

(議長)

ご異議ないようなので、ただ今のご意見等を踏まえ、暫定版となっているものを確定版とし、事務局にその対応を一任させていただき、今後の公表の手続きを進めさせていただくこととしてよろしいか。

(異議なし)

(議長)

ご異議ないようなので、意見等を反映させて、修正をする場合には事務局にその対応をお願いすることとし、議題(3)を終了する。

以上